

大阪府地域防災計画（基本対策編、原子力災害対策編）修正案に対するご意見と大阪府の考え方について

○募集期間 令和2年11月16日（月曜日）から令和2年12月16日（水曜日）まで

○募集方法 郵便、ファクシミリ、電子申請

○提出人数・意見数 2人・13件（うち意見の公表を望まないもの0件）

○ご意見と大阪府の考え方

No	ご意見の概要		大阪府の考え方
1	基本対策編	<p>総則 5ページ 防災の基本方針について 国の防災の考え方は、国民の生命と財産を災害から保護することは、行政上の最も必要な施策であると述べ、続けて、災害の発生を完全に防ぐことはできないので、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念としたとある。</p> <p>これに対し、大阪府地域防災計画は、「防災は、生命と財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。」と基本的という形容詞を付け保護する概念を弱めて、国の防ぐことができないときという条件を外し、「災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を基本とする」としている。</p> <p>この「防ぐ」概念が薄弱化した事例は、高槻の小学校のフェンス倒壊による小学生の死亡や関空の台風21号による機能停止などである。</p> <p>「災害対策にあたっては、災害基本対策法に基づき、災害時の被害を最小化」は「災害対策にあたっては、防災基本計画に基づき、災害発生の防止に努め、災害時の被害を最小化」に変更すべきである。</p>	<p>災害対策基本法第二条の2第一号において、「我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること」を基本理念として災害対策を行うものと定められています。また、災害対策基本法に基づき作成される国の防災基本計画において、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、」と定められていることから、本計画においても同様の文言を使用しており、現在の表現が適切であると考えております。</p>
2	基本対策編	<p>基本対策編 災害予防対策（第1章 防災体制の整備） 第1節 総合的防災体制の整備 30 比較表 8頁 (2) 勤務時間外における動員体制（略） オ 水門等緊急操作員の指名 津波注意報以上の発表時における水門等の津波防御施設の迅速な操作及び操作に伴う交通規制を実施するため、津波防御施設等に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を水門等緊急操作員として指名する。 意見 30分とすべき 理由 大阪市では30分となっている。60分では遅すぎる。</p>	<p>発災後、津波が到達するまでの間の水門等津波防御施設の操作及び操作に伴う交通規制等の時間を勘案し、60分程度で参集可能な職員を水門等操作員として指名しています。</p>
3	基本対策編	<p>基本対策編 災害予防対策（第1章 防災体制の整備） P70 災害予防対策 第7節 緊急物資確保体制の整備（比較表6頁） ウ 大阪府災害警戒本部 「これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合」を追加すること</p>	<p>災害時の組織体制については、大阪府災害等応急対策実施要領にて詳細を定めており、大型台風接近時等の組織体制設置基準については以下の通りです。 【大阪府災害警戒本部】 ・気象庁が発表する台風情報により、府域最接近の概ね48時間</p>

No	ご意見の概要		大阪府の考え方
		<p>エ 大阪府災害対策本部 「甚大な規模の台風で被害が発生している」場合も追加すること</p> <p>理由 1 昨年の台風雨 2 1 号の時に、府として対策本部を設置せず、対応が迅速にはできていなかった。</p>	<p>前の時点で予報円が大阪府域にかかり、その中心が大阪府庁から 1 0 0 km 以内にあり、かつ最大風速（陸上）3 0 m/s 以上の台風が府域に上陸・最接近することが見込まれるとき</p> <p>【大阪府災害対策本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域において、特別警報が発表されたとき ・「災害モード宣言」を発信したとき
4	基本対策編	<p>基本対策編 災害予防対策（第 1 章 防災体制の整備）</p> <p>7 節 緊急物資確保体制の整備 P70</p> <p>比較表 1 3 頁</p> <p>第 1 給水体制の整備</p> <p>発災後 3 日間は 1 日 1 人当たり 3 L の飲料水を供給し</p> <p>第 2 食料・生活必需品の確保（略）</p> <p>1 府、市町村</p> <p>（南海トラフ想定の場合は 3 日を超える）</p> <p>意見 3 日では少ない。1 週間とすべき。中央防災会議で、南海トラフ地震では、半割れの自身も想定すべきです。その場合、東側で発生して、西側では 1 週間前後に、地震発生となる可能性が高い。</p>	<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和 2 年 5 月 2 9 日 中央防災会議幹事会）」において、発災から 3 日間は被災地方公共団体等における備蓄で対応し、遅くとも発災後 3 日目までに国が行う支援物資が被災府県に届くように調整することとなっております。</p>
5	基本対策編	<p>基本対策編 災害予防対策（第 2 章 地域防災力の向上）</p> <p>比較表 1 3 頁</p> <p>第 2 節 地震災害予防対策の推進 P109</p> <p>第 3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成 25 年度公表）</p> <p>意見 中央防災会議が、平成 3 0 年 1 2 月に出している、南海トラフ地震での「半割れ」のケースも想定に入れるべき。東側で地震が発生し、その 1 週間、あるいは、数か月以上後で、西側での地震が発生するというケースでは、緊急対策、復興対策、予防策とも違ったことが必要。</p>	<p>「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」における報告書（平成 3 0 年 1 2 月）を踏まえて、内閣府が平成 3 1 年 3 月に地方公共団体や企業等が防災対応を検討する参考として、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表しています。その中に南海トラフ沿いで発生する、「半割れ」ケースなどの多様な地震の一例が示されており、大阪府では本計画の附編 2 「南海トラフ地震防災対策推進計画」において、こういった場合の防災対応について定めています。</p>
6	基本対策編	<p>災害予防対策 第 3 章 116 ページ</p> <p>1 最大クラスの津波に比べても・・・大きな被害をもたらす津波（レベル 1）の対策で「河床をなだらかにし、もし、越流が生じるのであれば、越流個所の河川堤防などを耐震補強に合わせて 1 0 ～ 2 0 cm 嵩上を行う対策」を行わないのであれば、「効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備」を「効率的な生産拠点の確保の観点および水門下流に人災を引き起こす三大水門を津波襲来時に閉鎖するための改築や海岸保全施設等の整備」に変更し、真実を府民に告知すべきである。</p> <p>また、「河床をなだらかにし、もし、越流が生じるのであれば、越流個所の河川堤防などを耐震補強に合わせて 1 0 ～ 2 0 cm 嵩上を行う対策」を行わない理由を府民が納得するよう説明すべきである。</p>	<p>大阪市内の津波対策については、大阪府河川構造物等審議会において、三大水門を津波時に閉鎖することは適切な判断であるとの答申を受けています。また、津波時に三大水門を閉鎖した場合、現水門は津波の波力により損傷する恐れがあることから、同審議会において、水門の補強など様々な対策案を比較検討した結果、現水門付近に水門を新設する案が最適との答申も受けています。</p> <p>なお、答申を踏まえ、三大水門については津波時に閉鎖することとした上で、現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を建設することとしています。</p>

No	ご意見の概要		大阪府の考え方
7	基本 対 策 編	<p>災害予防対策 第3章 116 ページ 2 (レベル2) の対策について 説明が冗長であり、解りにくい。 海岸保全施設や土地の嵩上については、ゾーンを決め、いくらの高さにするか明示する。 交通インフラは、どのように使うか説明する。避難場所、ビルはどのような条件が必要か明記する。 などレベル2津波をどのように防御するか説明すべきである。 また、レベル2津波について、10月に大阪港と堺泉北港が統合され港湾区域が拡大したメリットを活かし、高潮対策や港湾の静穏度向上に寄与する共にレベル2津波をレベル1津波に減衰させる防波堤法線を作成し早急に整備すべきである。</p>	<p>本計画は防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めており、詳細な施策については各所管部局にて検討されています。 沖の防波堤整備を含む津波対策の検討結果については、大阪府河川構造物等審議会において審議を実施し、水門を新設することが最適であるとの答申を受け、現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を建設することとしています。</p>
8	基本 対 策 編	<p>災害予防対策 第3章 118 ページ 1 津波に対する知識の普及・啓発について ウの次にエとして下記の文章を追加すること エ 津波は、水の塊が早い速さで進んできます。大阪市においては、津波襲来時に、津波対策として三大水門（安治川、尻無川、木津川）を閉鎖します。この事により、津波が水門に衝突し反射します。 このため、三大水門下流では、侵入してきた津波に反射した津波が重なり、計画では、4m～5mになると想定していますが、反射波は、侵入波と同じ高さ以上になることがあり、6～8mのような膨大な波が襲うことがあることを認識すること。</p>	<p>大阪府河川構造物等審議会「平成26年度 第1回津波対策検討部会」において、三大水門閉鎖に伴う反射波の影響については公表しています。 なお、淀川水系西大阪ブロック河川整備計画にも対策を実施することが位置づけられておりますが、今後、反射波の影響を検討し、必要な対策を実施します。</p>
9	基本 対 策 編	<p>災害予防対策 第3章 121 ページ 6 津波に強いまちづくり 公共施設の耐震化の次に下記の文章を加える 公共施設の耐震化を進めると共に、レベル1津波で越流する近傍で、河床面をなだらかにし、それでも越流する場合は、耐震補強に合わせて必要な嵩上を行い、レベル2津波については、広大な港湾区域を活用して、沖合にレベル2津波をレベル1津波に減衰させる防波堤を整備し、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p>	<p>大阪市内の津波対策については、大阪府河川構造物等審議会において、三大水門を津波時に閉鎖することは適切な判断であるとの答申を受けています。また、津波時に三大水門を閉鎖した場合、現水門は津波の波力により損傷する恐れがあることから、同審議会において、水門の補強など様々な対策案を比較検討した結果、現水門付近に水門を新設する案が最適との答申も受けています。 なお、答申を踏まえ、三大水門については津波時に閉鎖することとした上で、現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を建設することとしています。</p>
10	基本 対 策 編	<p>災害予防対策 第3章 123 ページ 1 国土交通大臣管理河川の改修 (3) の高規格堤防（スーパー堤防）の整備の次に「および大和川の維持浚渫（計画河床断面）」を追加し、「高規格堤防（スーパー堤防）の整備及び大和側の維持浚渫（計画河床断面）を進める。」に変更する。</p>	<p>大和川においては、定期的又は出水後の縦横断測量結果により、変動の状況及び傾向を把握し、河川環境の保全に留意しながら河道流下断面を確保するよう河床掘削等の適切な維持管理を行っております。</p>

No	ご意見の概要		大阪府の考え方
11	基本 対 策 編	<p>災害予防対策 第3章 124 ページ</p> <p>2 海岸地域の(1)港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとあるが、この高波災害を引き起こす気象条件はどのようなものなのか。また、P.123に記載の台風とは異なるのか。また、現在、大阪府河川構造物等審議会で検討されている温暖化と台風の大型化に対応する方法があるのか。特に、海面が1m以上も上昇したときの対応策はどんなものか教えていただきたい。</p>	<p>地球温暖化に伴う気候変動等による災害リスクの増大が今後想定されることは認識しております。</p> <p>先般、国において「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、令和2年11月20日海岸保全基本方針を変更しており、大阪府におきましても、今後その対応について適切に検討してまいります。</p>
12	基本 対 策 編	<p>災害予防対策 第3章 124 ページ</p> <p>2 海岸地域</p> <p>(2)(3)について</p> <p>(2)において走錨用の防波堤を整備するとあるが、船舶の自動操船など制御装置開発は日進月歩である。財政的余裕があれば整備することはやぶさかではないが、海岸管理者であり港湾管理者としては、いつ起きるかわからない南海トラフ地震による津波や温暖化による台風の大型化や大型コンテナ船用の防波堤整備が喫緊の課題である。</p> <p>(2)の国土交通省は、の次に「南海トラフ地震による津波や台風の大型化に対応し港湾の静穏度向上に寄与する沖の防波堤を整備するとともに」を追加する。</p> <p>また、(3)「港湾における高潮・暴風リスクを低減するため、」の次に「沖に台風の吹き寄せによる潮位偏差を現在の潮位偏差以下に減衰させる鳥の嘴のような防波堤を整備し、」を追加する。</p>	<p>沖の防波堤整備を含む津波対策の検討結果については、大阪府河川構造物等審議会において審議を実施し、水門を新設することが最適であるとの答申を受け、現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を建設することとしています。</p>
13	基本 対 策 編	<p>災害予防対策 第3章 126 ページ</p> <p>エの想定し得る最大規模の高潮とは、どのような台風ですか明記すべきです。</p> <p>水防法の高潮対策として浸水想定図を作成することは、高潮の特性を理解していないミスリードです。潮位偏差が現在の3.0mを10cmでも越す台風が襲来すれば、現在の防波堤を越流し、想定し得る最大の台風が襲来した時とほぼ同じ浸水被害が発生する。そして、台風は、ある気象状況では同じ様な台風が襲来する。現在の潮位偏差を越す台風が1度発生すれば、毎年、あるいは1年に数回発生することになり、大阪は大災害を被ることになる。</p> <p>現在、河川構造物審議会で検討されている100年後の潮位を基に防潮対策を作成すべきです。1m以上揚がる潮位に対し三大水門のみ嵩上しても周辺の防潮堤や河川堤防は簡単に嵩上できない。さらに埋め立て地の地盤を嵩上することも容易でなくコンテナふ頭などは度々水浸しの状態になる。在来地区のような防潮堤は、コンテナふ頭などには、作業効率や安全面で儲けるべきではない。</p> <p>これらの問題を解決する方法は、10月、大阪港と堺泉北港の統合により港湾区域が拡大したメリットを活かし、台風の吹き寄せを低減する防波堤を整備することである。(台風の吹き寄せには、防波堤は効果が出ないという意見があるが、完全に閉鎖された空間では、台風の吹き寄せは生じない)</p>	<p>大阪府では、水防法の規定に基づき浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、高潮による浸水の危険性を府民の皆様にお知らせして避難行動へとつなげていただくために「高潮浸水想定区域図」を令和2年8月に公表しました。</p> <p>(HP:http://www.pref.osaka.lg.jp/kowan/bousai-kikikanri/takashioshinsuisoute.html)</p> <p>地球温暖化に伴う気候変動等による災害リスクの増大が今後想定されることは認識しております。</p> <p>先般、国において「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、令和2年11月20日海岸保全基本方針を変更しており、大阪府におきましても、今後その対応について適切に検討してまいります。</p>